

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷二十四第

行發日一月一年一十和昭

## 新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戶正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
産蘭處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白杉庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

# 國民主義者の私企業觀

作 田 莊 一

一

國民經濟に於ける一切の企業は皆な國家統制の下に立ち、國家が與り知らないものとして放任され居るものは一つもない。私企業に對し自然放任を希望するものはあるだらうが、現に國家が放任の態度を執れる國民經濟は近代にその例を見ない。支那では今尙ほ國家統制が微弱であるが吾人はこの例外に對しては、支那の國民經濟が未だよく近代化して居ないと説明する。

總ての企業は國家統制の下に立つが、企業の經營は然うでなく、ロシヤを除いては、諸國皆な多くを私人の經營に任かせて居り、國家自ら經營に當るは寧ろ例外と見られてゐる。企業經營學が私企業經營學として發展せるもその故である。かくて多くの人々は、企業經營は私人が行ふものであり、國家がその上に立ちて私經營に規律を加ふることを統制と見てゐる。されど國家統制は私企業經營に對向するとは限らず、公企業經營に對しても同様である。例へば同種の或は關聯せる公私企業の連結を計るが如きはその一例である。また各種の國民産業の配置編成を計るに當つて公共經營と私人經營とを選擇決定するが如きは經濟統制の重要な仕事である。國民經濟は

統制と經營とを二眼目となし、經營に於て經濟生活の實質たる生産及び消費が進行し、統制に於てあらゆる企業經營がそれぞれ處を得るやうに統一せられ、以て國民經濟の目的實現が期待されるのである。

國民經濟の統制は國家のみが行ふ所であり、私的統制と云ふが如きは私的裁判と言ふに等しく、自治統制は國家が自治體に認めたる統制の特殊形態である。されど企業の經營に至りては、經營主體が國家（公共團體）なるか個人（私人）なるかによつて公企業と私企業とに別たれる。經營主體と言ふは、事業の發企及び收果の局に當るものを指す。一定の目的を實現する事業を世間に出現せしめる發企と事業より生ずる成果を收得する收果とが經營の眼目であり、發企と收果との間に計畫・實行及び審査があり、實行には指揮・執行及び監督を含むが、これらは皆發企から收果に達する過程であり、特に事業を世間に出現せしめる發企に重きを置いて、企業の名を生じたのである。我等が今問題とする企業は言ふまでもなく經濟事業たる企業である。經濟事業と言ふは、世間に向つて需要を充たさしめる爲に、財貨を生産し運送し貯藏し配給し又は財貨を消費せしめる事業並にこれらに資本を供給する事業等を指す。世間の人々の需要を充たさしめる爲に行はれることが事業の本領であり、この點に於て總ての事業は公衆性又は公共性を帶ぶるものである。經濟事業は國民經濟の事業である。國民經濟が結んで世界經濟を成すとも、事業としての成立場所は皆な國民經濟に在る。國民經濟は國民團體の經濟生活であり、國民團體生活は個人生活を含む

もこれを超えて實在する。國民經濟は決して個人經濟の集合でもなく綜合でもなく、國民が一體となつて財貨を生産し消費し、國民の富を調へ且つ用ゆる所の總體經濟である。殊に國民經濟は世界經濟と異り、人々が國民生活に於て財貨の生産及び消費を營むことを意識し、更に國家が人々の意識を統一して生産及び消費に對して配慮し按排し、以て意識的一體性の經濟生活を營ましめてゐる。かゝる國民經濟の中に立つ所の經濟事業は、國家が經營する場合は勿論、個人が經營するものであつても、對世提供たることを意識して行はれる點に於て、事業自體は私的のものでなく公的のものである。

近代國民經濟は一切の企業を國家統制の下に置くことを原則とする。但し事によつて統制を寬にし、時によつて統制が弛み、一見して統制の實がないやうに見える場合があつても、統制が會て消失したることなく、必要に應じては嚴重なる統制が再起せることは、最近の情勢がよくこれを示現してゐる。尤も市民法による國家の私企業監督は未だ國民經濟上の統制ではない。國民の生産及び消費の適合を計る爲に私企業に對して保護監督を加ふることが國民經濟上の統制である。この統制が行はれる點より見て、私企業もまた公企業と同様なる公共性を有するものと見られる。然らば如何なる意味に於て私企業に公共性を認め得るか。こゝに國民主義より見たる私企業の意義が存する。

## 二

古代の經濟事業は殆ど生産事業であり、而かも土地生産業であつた。原始時代の生産は共同生活團體に於ける自足的なる團體業務であり、それが後に膨脹し分解されて小團體の自足的なる團體業務となつても、生産の主たる手段たる土地は團體の所有であり、後に私有に近い占有利用に對しても土地の再分配が行はれた。特に我國に於ては古ながらの生活様式が發展しながらも傳統的に相續されて來たが、主たる産業であつた農業の如きは、後になつても私人の事業でなく國の事業となつてゐる。政府は土地制度に於て經營助長策に於て産物の配給に於て常に多大の關心を持ち、曾て農業を私人の手に放任したことはない。農民は私人でなく、國民産業の擔當者である。農民が爲政者階級から略取された事實はあるが、これは惡財政に伴ふ略取であつて、私人たる農民が獨立の地位に於て得たる収益を他人から略取されたのではない。工業に於ても我國の場合には、古來の幼稚なる手工業の次に進歩せる對岸の大陸から技術を移入して政府の保護助長の下に發展せるものであつたから、工業もまた多くは國の事業として起つたのである。

明治維新以後は、國家は在來の農業を助長すると共に、工業に於ては西洋の技術及び制度を移入して、國民産業を一新せしめた。この時、徳川期を通じて漸進しつゝあつた國家及び國民經濟の近代化が、時代を劃するほどに明確なる形相を現はした。國民經濟に對する國家の統制は全面的・總括的に行はれ、從來の經濟事業の外に新たに加へられたるものは、殆ど皆國家の計畫指令の下に新しく出發した。先づ初めから政府が創設した通信・鐵道・造船・製鐵その他數々の事業が公

共經營として有力なる國民經濟事業であつたことは勿論である。これらの事業の中には後に民間に委讓されたものも少くないが、この場合には、政府經營と私人經營とが財政上並に經營上から見て孰れが可なるかを判斷して經營當事者を變更したるまでにて、事業自體が公共性を持つ國民經濟事業でなくなつたから放棄したと言ふ譯ではない。また鐵道事業の如きは最も公共性の顯著なものであり、それは始め政府がその一部を自ら經營し、他は民間の經營を獎勵し、後にこれを國營に移した點を見ても知られる。次に經濟事業の中には、海運業の如く始めから政府の勸誘及び助長の下に私人經營として行はれたものもある。これらは性質上、國民經濟事業として創設の必要が認められたが、政府經營としては不便なるか又は私人が容易にこれを引受けたるかによつて、私人の經營に委付されたものである。また次に特殊の地位を占める經濟事業に特權企業がある。日本銀行を始め各種の特殊銀行、滿洲鐵道株式會社、最近には日本製鐵株式會社の如き、特別の法令を以て設立された會社企業はこれに屬する。この種の企業は特別の法令に據つてゐると言ふことが、已に公共性の企業であることを語つてゐる。特殊權益を有する企業は、もと政府企業となして妨げないが、經營を一般行政から獨立せしめるを便宜とするとか、外交上の煩累を避けるとか、私人經營の長所を採用するとか、種々の理由から會社企業として經營されてゐるのである。かゝる企業は業務を行ふ點に於ては私人企業であるが、性質は寧ろ一定の事業體を設定してこれに公共事業を委託せるものである。これらの私企業の組織に今一段の公共性を加味するな

らば、これを會社事業と異なる事業自治體となすことも出来る。更にまた例へば米穀法の下に外米を輸入し又は政府持米を輸出することは、米穀管理部が自らこれを行つたこともあるが、便宜上商人をしてこれを行はしめた場合もある。斯の如きは事業自體の委託ではなく、單なる業務の委託である。

以上擧げたるが如き經濟事業は、たとへ私人經營であつても、國家が私人をして經營せしめると言ふに止まり、本來は國民の事業であつて、國家がこれを經營することを不可とせず、場合によつては公共經營を可とするものである。これらの委讓・委付・委託の事業は、一言で蔽へば、公共事業の委任私營であることは明かである。

### 三

明かに委任私營と見るべき經濟事業は決して私人に放任されたるものではなく、こゝに先づ放任と委任との差別を確め置かなければならぬ。然るに幾多の經濟事業の中には、始めから國家が與り知らない所の社會の事業として發生せるものがある。古代の自足經濟が破れて交換經濟が始まつた時に、交換の爲にする商品を生産する産業が起り、交換を媒介する商業が起り、或は資本を貸付ける金貸業が起つたが、これらは社會生活を營む個人が自己目的を遂げる爲に發企せる事業である。この點は恰も貨幣の發生が始に國家層に生じたる財政貨幣と後に社會層に生じたる交換貨幣との二つの起源を有する如く、經濟事業にも古代及び近代の國家層に發生せるものと近

代の社會層に發生せるものがある。古代の國家層に發生せるものは、經營が國家の手にて行はれずとも、尙ほ國家が民生の爲に配慮せるものであつたが、社會層に發生するものは、自足的なる自己利用の財貨を交換せる事情から轉化せるものにて、それは明かに自己の爲の事業と見られる。市民社會に發生せる企業は本來の私企業である。然るに再び貨幣に就て見るに、近代國民經濟に入るに當つては、國家は交換貨幣から發展せる流通貨幣を受け容れて國定貨幣となし、これに財政貨幣を合流せしめたが、恰も經濟事業にあつてもこれと同様の經路をとつてゐる。即ち近代國家は國民經濟の統一的規制に乗り出し、在來の社會層に發生したる經濟事業に對して統制を加へると同時に、新しく國家の企畫の下に種々の經濟事業が或は公共經營として或は委任私營として續々發企されて、こゝに古代と異なる近代國民經濟の面目を發揮するに到つた。

近代國民經濟は國家の統制の下に國民の富を調べ且つ用ゐる所の總體經濟である。國民の富の調達及び用費は、國家が直接に追求する國家經濟の場面に行はれたと言ふよりも、寧ろより多く個人が自己目的を追求する社會經濟の場面に行はれて來た。この社會經濟に於ける財貨の生産及び消費は、一應はこれを個人の生活と認め得る。されどこれを究竟的に個人的のものを見るは個人主義者の見解である。國民主義者より見るときは、個人的即ち社會的なる生産及び消費は、大體に於ては個人を通じて行はれる國民の生産及び消費であると見る。個人が存在し社會が存立する限りは、個人的經濟生活を無視するを得ないから、局限された範圍に於てはその存在は勿論



是認される。されどその個人の事業と云へども、國民分業生産及び分益消費の組織の中に立つものであるから、それは國家によつて個人的行動が許容され、謂はゞ個人自治が承認されたものに外ならない。然らば起源を個人の自己目的の追求に發したる經濟事業が如何にして個人に對する國家の許容又は承認と化したのであるか。この轉化は近代に於ける國民の富の事實的成立と國民の富の生成及び歸着を意識的に計畫し實施する近代國家の出現とに由るのである。

然らば國家は國民經濟に於てどうして統制者の地位に立ち、國民經濟の組織及び運営に立入つて計畫し實施するに到つたか。それは國家は共同的全體の生活體系たる本來の地位に於て、相互的集團の生活體系たる社會を統制し、以て國民生活に統一を與ふるに到つたからである。古代の國民生活は傳統的に統一團體生活であつたが、後に社會が成熟するにつれて統一性が弛緩した。國家の統制なければ、社會は社會としての存立を保持し得ない。個人主義者は國家の統制を敬遠し又は忌憚するが、それはこの主義の要求たるに止まり、現實の國民生活はその反對を進んで來た。無論國家には階級國家層が混入してゐるが、それは本來の國家ではない。我が明治維新の時に於ける國家の活動は勿論その後國家によつて育てられたる産業資本家から強要されたものではあり得ない。維新の原動力がその時に居た商業資本家や地主から出たとも言へない。後に經濟階級が國家を動かしたことは疑ないとしても、動かされた國家は階級團體ではない。近代階級は寧ろ社會に發生し、國家はこれに制せられるが、又これを制し得る。國家が社會を統制するとき、社會に於ける事業が個人の事業を超えて統一的國民の事業に化する。社會的貨幣(交換貨幣)が國定貨

幣の中に收容されたる如く、社會的企業即ち個人が任意に發企したる企業が、言はば國定企業の中に收容され、企業の任務に於ては政府企業のそれと同様に國民經濟事業の地位に即くのである。國營鐵道も會社の鐵道も、京都市域を折半して電氣を供給する京都市も京都電燈會社も、孰れも同様の經濟事業を經營してゐるのである。

#### 四

國家が社會に於ける經濟事業をば公共性の國民事業と見て、これを統制下に置く理由は、次の二方面より擧揚され得る。第一に私人の經濟事業を成立せしめる基礎及び條件は、私人が固有せるものでなく、國民團體生活の中にて與へられると言ふことである。先づ生産に要する富源に就て言へば、富源は國家が保有するものであり、私人にその利用を許すことがあつても、公益上必要ならば、何時にてもこれを國家の手に回收することが出来る。次に勞働力は國民が具有する心身の活動力であり、近代にあつては或程度まで國家の衛生及び教育の施設によつて能力を養成されたものである。私人企業が國民勞働力を使用するは、國民事業を經營するが故に許されるのである。殊に企業者が勞働者に對し生活賃銀を超えざる給料を支拂ふ場合に於て然り。次に資財は特に生産の爲に調達されたる財貨であり、それは國民分業生産の成果であり、企業者が資財を用ゆるは國民生産を或階段から一段高い所に推し上げる働きをなすものである。次に技術(生産技術)は生産の爲に特に學習鍛鍊された心身の活動能力であり、殊に近代の技術の進歩は古代の徒弟養成と異り、概ね國家が施設せる研究所及び學校に負ふ所が多い。

斯の如く生産事業に要する富源・勞力・資財及び技術は、皆私人たる企業者が造出したものではなく、彼等は國民が造出したものを國民生産の爲に使用するのである。生産以外の經濟事業に要する各種の手段も略ぼそれに準ずる。その上に各種の經濟事業は國家の保護助長に負ふ所多く、殊に我國に於ては、國家が經濟事業の成立に與へたる基礎及び條件の廣く且つ厚きことを見るならば、發企者が私人である點に於て私企業と言へようが、事業の成立は私人の力でないことが能く知り得られるであらう。

第二に、私人經營と云へども、經濟事業の目的とする所は、財貨又は勤勞を世間に供給するにあつて、自己の用に供へるものではない。會社の定款には皆悉くその意味の目的が掲げられてあり、株主の金儲の爲とは記されてない。株主の大多數は金儲の爲に會社を設立するのであらうが會社が世間に存在を許され、國家の保護を受ける所以は、定款に掲げたる目的を遂行する點に存する。私企業の目的も國民團體の目的と同一である。國民團體が綿布を求め鐵鋼を求め、財貨の運送を欲し貯藏を欲し配給を欲し、資金の圓滑なる融通を欲する。國民團體は自ら需要し自ら供給する。企業は國民團體内部に於て需要者に對向する供給者として立ち、國民が自ら供給するものを對世的に供給するのである。要するに企業の目的は即ち國民團體の生活目的である。私人が金儲の爲に發企したる企業と云へども、その金儲の爲に國民經濟の目的に違ふ行動をなすときは國家はこれに對して矯正手段を執る。この場合に私益を目的としないで何の私企業ぞやと反問する人々もあるであらう。私企業は私人の生活目的を遂ぐるものと考へる企業者は、特に我々は社

會奉仕を行ふと廣告する。かゝる志向は市民社會の成長期に發生したる交換財貨の生産又は交換媒介の事業が今日まで系統を引いて來たものである。然るにこの流派は近代國民經濟に於ける國家の統一的規制によつて已に過去のものとなつてゐる。恰も中世期の封建的權能が近代に入つて終を告げたるやうに。

社會層に發生したる私企業は事業成立の基礎及び條件を國民團體に取り、又その經營の目的を國民團體の目的と同じくする。かくて私企業に残る所は、私人が任意に發企することゝ私人が收益を受領することゝの二事に止まる。こゝに私企業の私企業たる特徴が存する。然るにその任意の發企と云へども、これを社會自然法則の側より見るならば、決して個人の固有の發意ではなく世間の趨勢が個人をして發企せしめたものであり、精々個人の趣向が世間の趨向に迎合したものである。更にこれを國家意志法則の側より見るときは、私人の任意の發企も國家統制の範圍に於て任意なるに止まり、且また國家が直接間接に國民經濟の目的實現に適合する企業を要望し居る點を看過してはならぬ。この點は我國近代の企業發展に就て實證し得られる所である。更にまた私企業の特徴たる私人の收果に就て見るに、この場合にも私人にとつて最も主要なる、或は殆ど唯一とも言ふべき收果は利潤であるが、この利潤が國家によつて數々制限せられ、またその制限が當然と考られてゐる。かくて利潤收得を認めることは、必しも私企業が本質的に個人本位の事業なることを立證するものではない。執達吏や辯護士は自己名義にて收入を得てゐるが、その職務は全く公共的のもので私人の業ではない。個人主義者は私企業の利潤收得に個人の獨立的地位

を認めるが、國民主義者は私企業をして利潤を收得せしむることを以て社會の側から國民經濟事業の創設を誘致する方便と考へる。故に過度の利潤收得が國民經濟にとつて望ましくないと認める場合にはこれを制限する。

國家が國民經濟に對し全面的・總括的なる統制を加ふる時期に達すれば、初め社會層に發生したる經濟事業と云へどもその存立の理由を變轉せしめ、その本質はもはや私人の業でなく國民の業であり、私別獨立のものでなく公共依立のものに轉化する。この時、社會の私企業は國家から國民經濟事業たることを承認せられるのである。承認は直ちに委任とは言へない。しかし廣く國民經濟の組織を見渡すならば、社會の私企業は一旦國家の手に收められ、更に私人の手に委任されたものと見られないことはない。この意味に於ては、社會層に發生したる私企業も國家の間接委任による國民經濟事業であると言ふことが出来る。市民社會に出現したる私企業こそ國家から放任されたもの、如く見える。然りその起源に就て見れば、放任せられて生れたものであるが、後に到つて國家の承認によつて放任から委任に轉化したのである。恰も社會自然に發生したる慣習が國家の承認によつて慣習法となつたやうに。かくて國家層に現はれたる直接委任の私企業と社會層に現はれたる間接委任の私企業とが綜合されて、一般に私企業が國民經濟に於て占める所の地位が如何なるものであるかが認定せられるのである。

## 五

國民經濟に於ける財貨の生産、その運送及び貯藏、勤勞の提供、財貨及び勤勞の配給等を營む

事業、並に其等の諸事業に要する資本を融通する事業等は、一言以て蔽へば、悉く皆な國民の事業であつて個人又は私人の事業ではない。この事は國家の創意によつて私人に委讓・委付・委託されたる直接委任の外に、更に始めより私人の創意にかゝるものにも及ぶ。私人の創意になれる事業と云へども、近代國民經濟の構造より見れば、已に私人独自の事業ではなく、國家が間接に委任したものである。國家が創設を許可し認可する私企業は勿論、届出を要する私企業と云へども、届出が國家の認知であり、國家の認知を要する所以はそれが國民の事業なるが故である。國家統制の周到なる國民經濟にあつては、届出をも要しない經濟事業は殆ど無く、たとへ有りとするも、それは國民經濟の事業と見るべきや否やの認定が確かでないものに外ならぬ。

國民經濟に存する企業は總て國民の事業である。一人の經營でも個人の事業でない。經營主體が公共團體なるか私人なるかによつて公企業と私企業との差別を生ずるも、私企業とは要するに國家が私人に經營を委任せる企業であり、その本質は公共性を有する事業である。

曾て公法の私法化が唱へられたが、今は私法の公法化が唱へられて來た。曾て官業が民業を壓迫してはならぬと主張されたが、今は民業が許されるのは市民の業としてではなく國民の業として認められるやうになつて來た。同じ物事も見る立場によつて異り、一方が直立すると見るものも他方からは倒立してゐると見られる。個人主義者は私企業を目して私人が固有する事業、私人の爲の事業、私人の力にて支持する事業と見る。國民主義より見るときは、私企業と云へども、

これを國民が固有する事業、國民の爲の事業、國民が支持する事業と見る。我國に於ては土地を所有する場合にも、これを本來の私有と見ず、御預りしてゐると考へられ、又それが制度化されてゐた。それも明治以後西洋の個人主義的法制を移入するによつて所有の意義を變じたが、その所有觀念は今復た古の道に照らして検討される機運となつた。一般に私有財産に就ては、個人生活が存する限り、一概にこれを否定することは出来ない。されど企業に至つては、私人經營は唯だ私人の發企と收果とが國民經濟事業の配置編成の上から何處まで許容され又は承認されるかに照らして決定されるに止まり、私企業經營者が私人としての立場からその存立理由を主張することとは出来ない。國民主義者と云へども、私企業の長所はこれを認めるに吝かでない。また一切の私企業を排斥する如きは、現在の國家の經營能力を過大視する偏見である。しかしながら私企業と云へども公共性を有する以上は、その存立如何を意識的に決定するものは唯だ公共生活を統ぶる國家の意志のみであることは、これを疑ふの餘地はない。

國民主義より見たる私企業の地位は、意志科學としての國民經濟學が認定せる認識である。この認識の眞偽は論理及び歴史的觀察の外には今後の事實がこれを實證するであらう。またこの認識が眞實であるとするれば、それは意志科學的認識であるが故に、單に認識に止まらず、この認識に基いて更に私企業を如何に待遇すべきかと言ふ國民經濟學上の判智が判定されることとなるであらう。